

N・チュムバレンの宥和政策とケインズ「講和の経済的結果」

北島平一郎

目次

- 一、平和条約とケインズ
- 二、平和条約とケインズ
- 三、平和条約とケインズ
- 四、平和条約後の歐州
- 五、救済策
- 六、条約改訂
- 1. ドイツの支払能力
- 2. 賠償委員会
- 3. 新国際借款
- 4. 中欧とロシア
- 5. ドイツの石炭事情
- 6. 平和条約のドイツ収奪
- 7. ドイツの輸送、関税
- 8. 平和条約と賠償

「ノック・アンド・ケインズ」

第二次世界大戦勃発の鍵を握っていたものは、あらんヒッラー（Adolf Hitler）、ムッソリーニ（Benito Mussolini）、日本軍閥等の膨張主義者、第一大戦敗戦の復讐主義者等であつたが、これらと対置される英國もまた、第二次世界大戦の勃発につき和戦の鍵を握る最重要の存在であつたことはいうまでもない。その和戦の決をとる事態の生起した——少なくとも生起したと判断した——のが、いわゆるミヨンヘン会談であった。そして、そこで時の英國首相N・チャーチル（Neville Chamberlain）は、第二次世界大戦の破裂を喰いとめるためそれが全く可能であると決断して、ドイツに最大限の宥和を行い、チエッコスロバキアを犠牲にし、フランス、ソ連の鼻をあかして、ダーディン地方と三五〇万ドイツ人をヒットラーに平和の代價として譲り渡したのであった。

ケインズの「講和の経済的結果」

しかしこのN・チャーチルの宥和実行は、突然ミヨンヘンで姿を現わしたものでなく、第一次世界大戦後大戦の結末に満足した英國が、第一大戦後平和の永久化を願つて敗戦国を激殺させないように細心の注意を払つてこれらを慎重に取扱つてき

たことから結果してきた政策であった。いのいとは、すでにベルサイユ平和締結に対する英國の態度に明確に現われていると共にその後のベルサイユ平和に対する批判、その非違を是正しなければならないという主張等にも更に確然と表出されているところである。英國の批判的態度は、ベルサイユ条約の領土条項、賠償、ボーランド問題、ラインラント、ザールというようにすべての条項にわたるが、しかしとにかく英國は、この平和を成就させこれら条項を出現させた張本人であるからもともの責任の大半は英國自身にあるといわねばならない。ベルサイユ平和を前後する英國の外交は、この意味で大きな矛盾をはらんでいた。そのことを強く主張しているのが、りにとりあげるケインズの論説「講和の経済的結果」（The Economic Consequences of the Peace）⁽¹⁾である。そしてこのケインズの議論が、英國の平和条約に対する外交軌道の修正に大きく影響したと考えるのが、小論の内容である。

ケインズは、第一大戦後平和会議の英國代表となつていた。その時彼は一時的に英國大蔵省所屬となり、パリ平和会議への公的代表として一九一九年六月七日まで活躍した。その時彼はまた、最高経済会議（the Supreme Economic Council）の英國

大蔵大臣 (the Chancellor of the Exchequer) 代理でもあつた。ケインズは、第一大戦平和を世界的規模の経済活動を十全とするべき基礎たらしめねばならないとする考え方を信念としていた。

第一大戦の戦禍を可及的速やかにいやし、ドイツを復興させ、フランス、ソ連の戦害を修復し東欧、バルカン諸国の経済を復旧しこれらの国々に民主主義を確立して経済活動を歐洲的規模で全からしめる。米国の資力をこの目的のために活用してもららう。こういったことが彼の考えの内容であつた。そしてこれは、英國のベルサイユ平和に対する態度、その後の批判をとびこえたもつと正義の基調にそった客觀性のある平和主張であった。これは英国外交の本来のたてまえ論である民主主義の擁護者、國際的正義の客觀的總攬者という立場を具体的に地でゆくものであったといふことができる。

そしてこの意味においてケインズの説くところは、発効した

ベルサイユ平和の非違を是正する強い牽引車となるべきものであつた。その处方箋として彼が提出しているのが、この「講和の經濟的結果」であった。この中でケインズのとく中心の一つが、ドイツの經濟的重要性とその強力な修復再生ということであり、ひいてミュンヘンのドイツ宥和に直結することとなる。もちろんケインズ自身が、ヒットラーを宥和する意思をもつてゐたかどうかは別としてある。ケインズは、ドイツの經濟力の

イツ尊重政策が展開せらるべきであるとなつたのであつた。

一、平和条約とドイツ経済

ドイツ経済の重要性

ケインズの批判は第一大戦後成就した平和全般に向けられるが、その中心は、當時まだベルサイユ平和条約に限られていた⁽²⁾。ケインズの批判は、そして当然のことながらその經濟的側面に向けられていた。達成された平和が、歐州、そしてひいては世界經濟の円滑な運行、發達に重大な阻害となるというものであった。これがその所論の中心であつた。ケインズの所説の基礎は、もちろん均衡論であるけれど、その均衡は、国内的なものと國際的なものとが両々相まって達成されなければならぬ。ここにまずケインズの一つの主張があり、ケインズが極めて國際主義となる所以がある。

ベルサイユ平和はドイツを完膚なきまでに痛めつけることとなつたが、ケインズはまずその平和条約批判の根底をドイツ救済に求める。ここにこれがベルサイユ以後英國の批判政策となり、ひいてミュンヘンのドイツ宥和に直結することとなる。もちろんケインズ自身が、ヒットラーを宥和する意思をもつてゐたかどうかは別としてある。ケインズは、ドイツの經濟力の

大きさと重要さを指摘する。ドイツが農業国から工業国へ転換した時、その経済的実力は著しく増大した。そして歐州経済はドイツ経済と結び合わされ、その関係の中で発達した。ドイツの経済力は、より発展し歐州経済はこれにつれてより発達する。今日（一九一九年）ではこの関係を変えることはできない。戦争がすんで最も緊急の要は、この歐州経済関係を再現することである。しかしに平和条約は、ドイツの復興を人為的に阻害するものとなつた。これは、ひいては歐州経済の復興発展を侵害するものとなる、国々は、すべからく平和条約を改定してドイツを救済すべきである。ケインズは、まずこう主張する。その例証としてケインズは、輸送（transport）石炭分配（coal distribution）、外國貿易（foreign trade）の三つをあげ、例えばドイツ石炭産出は一八七一年の三千万噸から一億一千萬噸（一九〇〇年）、一億九千万噸（一九一三年）と増大し、こうしたドイツのまわりに他の歐州経済システムがむらがついている。そしてドイツの繁栄に大陸の他の繁栄が依拠している。更にこの関係を説明してドイツは、ロシア、ノルウェー、オランダ、ベルギー、スイス、壇固国（英國）の顧客であり、英國、スエーデン、デンマークの次善のそれ、フランスの三善の顧客であつたとし、ドイツは、ロシア、ノルウェー

ー、スエーデン、デンマーク、オランダ、スイス、イタリア、壇固国、ルーマニア、ブルガリアへの最大の供給者、英國、ベルギー、フランスへの次善のそれであつたとする。ケインズは、更に次の如く指摘する。英國は、ドイツとの間の最大の輸出入国（印度、米国を除く）。ドイツの戦前投資総額一二億五千万磅のうち約五億磅は、露壇ブルガリア、ルーマニア、土国へ投資され、ライン河以東はドイツ經濟圏（industrial orbit）へ包摶されていた。この最後の指摘は、重大である。すなわち英國が、ロカルノ条約で東欧をドイツにゆだねる所以の一つの説明がここにあるからである。⁽³⁾ ドイツと東欧を結びつけることがいかに國際政治上死活の大問題であるかは、ここに譲々するまでもない。この問題の中からヒットラーとスターリンによるボーランド分割が最後結果し、第二次世界大戦の幕が切つて落とされるのである。

平和条約のドイツ収奪

この重要なドイツ經濟を平和条約は徹底的に破壊した。それはクレマンソウ（G. Clemenceau）に代表されるフランスのドイツ復興を妨げたいという意図、ロイド・ジョージ（D. Lloyd George）の無氣力と妥協、そしてウィルソン（W. Wilson）の無能がこれをもちきたした。ウイルソンの一四点は、民族自決

をとき、海洋の自由、経済国境の廢止等を堂々打ち出している。しかし、これが実現しなかつた。ケインズは、ウィルソンを学者であつて政治家でない。決断を欠き機会のすべてを逃し、いたずらに妥協を排して決定のすべてをクレマンソウに牛耳られロイド・ジョージに追随されたと酷評、痛撃している。(116—118頁) ケインズが、第一大戦後米国の強大化とその歐州経済への貢献の予測を明確に認めながら、ヴィルソン大統領をこのように攻撃するのは複雑である。

平和条約は、フランスのドイツ經濟破壊を組織的に行う手段となつたが、そのままで第一の目標は、次のドイツ經濟構成の三要素を消去することであった。第一は、ドイツの海外商業＝商船隊、植民、対外投資、輸出、独商人の海外顧客(the overseas connections)。二、鉄、石炭採掘、ドイツ産業。三、ドイツの交通、関税システム。これに関しどいつが剝奪される権利、資産は次の如く規定せられた。一、(1)一、六〇〇総噸を超える全商船団、一、〇〇〇総噸と一、六〇〇総噸の間の全船舶の半數、トロール船と他の漁船すべての四分の一、これは他国旗を掲げるドイツ所有船、また建造中のものも含む。更に賠償引当てにドイツは、二〇万噸まで五年間毎年連合国に注文される船を建造する。(2)ドイツはその海外資産(Possessions)の半

べての権利、権限(titles)を連合国に譲渡する。い)の場合、ケインズによれば他に比類なくこれには主権、政府に属するもののみならず、会社、私人(German nationals)に属するものも含まれる。そしてドイツ私人の借款、旧墳領國、ブルガリア、トルコの私人に対するものも——含まれねばならない。

(3)これは、アルザス・ローラン(Alsace-Lorraine)のドイツ私的財産についても適用されるとなつていた。連合国のドイツ収奪は、いたれりつくせりで、例えばドイツ内(すべての意味で)の連合国民の財産は保護されるが、連合国内のすべてのドイツ公私資産は収奪されるがその対象となる。そしてドイツは、そのリストを提出しなければならない。賠償委員会は、一九二一年五月一日までに一〇億磅の賠償金を収納できぬ」ととなつたが、その対象には例えば南米内のドイツ企業(Deutsche Ueberseeische Elektrizitätsgesellschaft)の収奪も含まれ得た。もつとひどいのは戦前契約でドイツ人有利のものはすべて破棄やされるが、連合国人有利のものは存続し実現されるとなつたといふ等であった。ケインズは、これらを微に入り細にわたつて叙述している。

ドイツの石炭事情

当時産業の動力源は、今日の石油と違ひ石炭であったことは

いうまでもない。欧洲における石炭の潤沢な産出、その国家間の適正な配分を中心とする欧洲石炭システムの健全さが、破壊された欧洲經濟復興のため不可欠の条件であったことは、ひいてまたいうまでもない。しかるに戦後欧洲石炭事情は、フランス炭鉱の破滅、英國の石炭減産、交通、運輸組織の混亂等のために実に眼をおおばかりの悪情勢の中についた。これを回復する一つの中心は、もちろんドイツ經濟の復興でなければならなかつた。しかるにドイツ經濟復興の動因たるドイツ石炭システムはみる如くベルサイユ条約によつて極端に痛めつけられた。取返しがつかない。これがまたケインズのこの面における主張であつた。

二、(1) ドイツ炭田の中心であるザール盆地 (Saar Basin) が、一五年間連盟管轄に移された。これは、北仏炭田荒廃の補償となるべく処置されたのであつた。しかしザールの歴史一〇四八年間のうちこれが仏領であったのは、六八年間に満たず、人口は一九一八年に六五万人中仏人一〇〇に足らなかつた。(2) 上部シレジア。人民投票でドイツ有利の結果が生かされず、複雑な分割となるが、該地はドイツ無煙炭の二三%を産出し、その剝奪はドイツ經濟機構への死活の一撃となる。当地はポーランド領であつたことはなかつた。(3) ドイツは、賠償としてフラン

ンス北部 (Nord) とドーバー海峡地方の炭田の戦前後の石炭産出額の差額をフランスに支払う。一〇年を超えない期間。最初の五年間は毎年二千万噸を超えない量、あと五年間は同じく八〇〇万噸、であつた。

ケインズによると、一九一三年におけるドイツ石炭総産出額は、一億九、一五〇万噸であつた。一九一八年には、それは一億六、一五〇万噸に低下してゐた。このうちアルザス・ロレーヌとザールの産出額五千万噸と、炭鉱、労働条件、交通その他經濟システムの効率減を差引くと、戦後石炭産出実勢は、一億噸である。ドイツ産業は戦前一億三、九〇〇万噸の石炭消化量を誇つていたが、これは喪失地その他効率減で二、九〇〇万噸をこれから差引かねばならない。それでも戦後ドイツ産業石炭総消化量は、一億一千萬噸である。そこへ賠償附加分として条約はフランスへ二千万噸、仏白伊ルクセンブルグへ二、五〇〇万噸支払うことを命じている。そうするとドイツ使用可能石炭総量の差引残高は、六千万噸である。これでは如何ともしがたい。ドイツ經濟復活、ひいて欧洲經濟復興はあり得ない。ケインズはこう主張し、なげくのである。鉄についても惡事情は同じである。ドイツ鉄鉱産出量の七五%は、アルザス・ロレーヌからきていた。それがとりあげられた。後の事態は説明するま

でもない。ドイツ経済の復活、歐州経済の復興は暗澹たるものであると彼はいうのであった。なお亜鉛生産の七五%が、上部シレジアに含まれているともケインズは指摘している。

輸送、関税

三、(1) 関税についてもドイツは非効率な取扱いを受けた。アルザス・ロレーヌ、ルクセンブルグには五年間、ポーランドには三年間、それぞれほぼ一九一一年から一三年に至る期間の平均貿易量に至るまでドイツは輸入税をかけることができない。

この措置は、なお半年間(条約発効後)全連合国からの全輸入とその後二年半それぞれの戦前の特別協定下の商品とワイン、植物油、綿、ウールに対しとられる。そして同様の特別関税体制が、ライン河左岸地帯にしかれることとなつた。こうしてドイツは必需品の供給は事実上ストップされ、贅沢品だけ戦前並に入つてくることとなつて賠償金の調達さえ覚束なくなつた。(2) 鉄道。連合国からの鉄道による輸入品もしくはドイツを通過するそれらには、運賃輸送料等に関し今までに与えられた最上条件を与える。また休戦条件の七項によりドイツは、機関車五千輛、貨車一五万台を最良の条件で全スペアをつけて連合国に譲渡する(surrender)。(3) 河川。歐州國際河川は、もちろん河

これらに関する委員会でドイツを河川行政から事實上しめ出されよう。按配された。例えばエルベ河國際委員会では、ドイツは一〇票のうち四票、オーデル河では九対三、ライン河では一九対四、ダニユーブ河でも少數票ということに決定され、ドイツの言い分はいざとなればすべて通らなくなつた。そしてハンブルグ、マグデブルグ、ドレスデン、ステッテン、フランクフルト、ブレスロー、ウルムの郷土的、内の業務もすべて外国管轄に服することになつた。ドイツは賠償章の附則三でドイツ内国籍船(inland navigation tonnage)の一〇%を連合国に差出すことになつてゐたが、これを越えて米仲裁官のきめる量(戦前五年間の航行実績)のエルベ、オーデル、ニーメン、ダニユーブ河上の河川船舶をも差出すこととされた。なおライン河の灌漑用、発電用の水量使用、全橋梁の所有は、フランスに帰属することとなつた。ケーレ港は、七年間ストラスブルグに統合されライン河委員会の任命にかかる仏人によつて管理されることとなつた。こうしてこの面におけるドイツの将来も破滅的なものとなつたとケインズは主張するのであった。

三、平和条約と賠償

賠償の基礎

ケインズは対戦敗国賠償取立て、特に対ドイツのそれを文明社会の狂氣の勝利者による最も無法な行為と呼んでいる（一〇六頁）が、この賠償取立てが平和条約悪業の中心であるというのがこの書物の主要主張である。彼によるとベルギー、フランス、英國等の賠償要求はすべて過大であるとなる。賠償要求項目も全戦費、貿易の喪失、占領中の全費用等に対するものは、非科学的であるとする。ベルギーの戦害は主張されるほどではなく、たしかに戦場は破壊しつくされたがそれでもプラッセル、アントワープ、オステンドは無傷でまた戦場となつた土地も戦後すぐ戦前のように耕作されている。更にベルギーのドイツ紙幣總保有額六〇億マルクは、一マルク、一・二ベルギー・フランのレートで交換されベルギー側が利益を得ている。ベルギー賠償要求額はベルギー全財産より多い。一九一三年ベルギー総資産は、土地、建物、個人富、現金、家財あわせて一一億八、一〇〇万磅であつた。賠償要求は五億磅にのぼる。ベルギーは、最大戦害国でなく米国を除く最小のそれである。フランスも同様である。全占領地は全土の一割を越えず、戦害地は四%を越えない。戦害都市は、ライム、サン・クワンチンの二つで、アミアン、カレー、ダンケルク、ブーローニュは第二破壊の程度であると主張する。フランスの家屋財産の破壊は八億磅

というが、全家屋の価値が一九一七年で二三億八千万磅であるから現在価値で二億五千万磅が正しい。フランスの土地破壊は、一億磅を越えない。（全土地評価は、二四億八千万磅から三一億一、六〇〇万磅）このほか鉱山、交通その他を入れて全戦線と占領地戦害は五億磅を越えることはない。二六億磅とか三〇億磅とかいうのは、愛國的計算である。これに占領地の課税、徴発の補償として三億磅を認めるとしてフランス全戦害費は八億磅が正しいというのがケインズの計算である。英国は、総選挙（一九一八年一二月）のため賠償獲得を公約とするようになった。しかし船舶積荷の喪失と空襲（air raids）の損害がすべてと考えられる。前者は二億三千万磅と三億一千万磅、合計五億四千万磅（喪失船舶二、四七九隻、七七五万九、〇九〇噸）、これに後者三千万磅で、五億七千万磅が英國の戦害とみるべきである。伊希セルビア、ルーマニア等の戦害は同様の項目で合わせて二億五千万磅と考えられる。ケインズはこう主張し、ここからこれら英仏白その他の國々の戦害合計を二一億二千万磅とし、これを対独賠償要求の合理的、科学的数字としている。しかしケインズが、賠償取立てを根拠あるものと考へていたかどうかはもちろん問題である。彼はこういつている。「賠償条項論議に長く加わった誰も、恥ずかしさなしにそれを

回顧することができるだらうか。私は、最終妥協の諸要素を分析することで満足していよう。」（九五頁）ちなみに、いえば、ドイツは、ウィルソン一四点を基礎に武器を捨てたという主張をクレマンソウは全く無視していることをケインズはとりあげている。

ケインズの連合国賠償要求推定額は、全く決して現実充足的なものではない。そこには一五〇億磅十利息で、ドイツは三四年毎年一〇億磅ずつ支払えといふ要求もあつた。賠償過大要求の中心は、悪名高い戦時年金（pensions and compensations）と同別居手当（separation allowances）要求であつた。これがその他の要求の倍にもなるのである。彼は家屋を破壊された婦人が賠償要求できるのに、兵士たる夫を殺された妻がそれをできぬはずはないとも言い、法規や国際法に取決めのない賠償要求は不当だとも言う。彼の連合国現実賠償要求推定額は、年金と手当てが英國一四億磅、仏國二四億磅、イタリア五億磅、その他（米国を含む）七億磅、合計五〇億磅、それに前出の賠償項目要求を三〇億磅に底上げして、総合計八〇億磅とするのであつた。条約上賠償総額は決して定められなかつたが、しかしそこに条約のきめた賠償額と利息の問題がすでにあつた。まず一九二一年五月一日までに一〇億磅が支払われること。それ

に同時期までに二〇億磅の持参人払い証券（bearer bonds）が上積みされる。利息年額一九二五年まで七、五〇〇万磅（一九二一年から二・五%）、以後年額一億八千万磅（利息六%）、これが可能とみるや更に五%利付二〇億磅証券が課される。利息年額一億八千万磅となる。賠償総額未決定で、この五〇億磅はすべてではない。少なくともケインズ推定総額八〇億磅の数字とも三〇億磅の差額となり、利率五%とすると利息年額四億三千万磅となる。なおこれだけではない。複利の問題が導入されねばならない。すると五%の複利で、たとえ一九三六年まで一億五千万磅の利息以上支払えないとしても元本は、年額利息五億磅で五〇億磅は一〇〇億磅となり、総額は更に一三〇億磅（八〇億磅と比較して）となる。この結果利息は一九三六年から年額六億五千万磅となる。これに一九三六年から三〇年間（休戦から四八年間）に元本消却を行うと年額一億三千万磅プラスとなつて、年払いは七億八千万磅となる。これがケインズの連合国賠償要求の推計と仮定で、条約規定を敷衍した独賠償額であった。

ドイツの支払能力

ケインズは、この題目に全く悲観的である。賠償要求の超過大なことと支払い能力の過小なことがそもそも彼の論述のポイ

ントである。ドイツの支払える富として彼は、(一)金、船舶、外国証券、(二)割譲地の財産、休戦による放棄財産、(三)現金、石炭製品、カリウム、染料等の産物をあげている。(一)につき金の保有額は、国立銀行 (Reichsbank) で一億一、五四一万七、九〇〇磅としている。銀は、九一〇万磅から一九一八年一〇月には六〇〇万磅に減少したとしている。これから食糧の買付け、負債支払いその他の金流失を勘案して、一九一九年九月には金保有は五、五〇〇万磅と考えている。船舶は四〇〇万噸、金額にして一億二千万磅を計算している。外国証券、ドイツの主たる投資国としてロシア、墺匈国、トルコ、ルーマニア、ブルガリア等の東欧諸国をあげているのは、ドイツと東欧の結びつきを考える上で意義深い。ドイツの外国投資は次の如く計算される。墺匈国証券一億九、七三〇万磅（一九一二年）。ロシア非政府証券九、五〇〇万磅、ロシア公債一億五千万磅。ルーマニア公債二八〇万、三二〇万磅、これを含むルーマニア全証券四〇〇万、四四〇万磅。対トルコ五、九〇〇万磅（一九一九年）、うち三、二五〇万磅はトルコ対外負債におけるドイツ人保有部分。その他スカンデナビア、オランダ、イスラエル証券、南米の一部、北米の戦前証券の主要部分等で一億、一億五千万磅。更に連合国、米合衆国への投資三億磅。ただしドイツ公、民保有の

外国証券は休戦以来外国へ流出し秘密裡に処理されたもの多く、ここにあげた数字は全くケインズの推定に基づいている。流失債は、一億磅とされる。しかしこれらはなおほとんどすでに国際管財人 (Public Trustees) によって差押えられているので、これら総額を一〇億磅とみて、賠償引当て外国証券は二億五千万磅（最低見積り一億磅）どまりである。ここでこれら(一)の項目の合計は、左の如くなる。(④)金銀六千万磅、(⑤)船舶一億二千万磅、(⑥)外国証券一億、二億五千万磅（最大限二億五千万磅から三億五千万磅）。(一)は、私有財産は私の借款にあてその余のものとなる。アルザス・ロレーヌ、ボーランド、シュレッセウ・イッヒ、ザール炭田その他植民地の建物、森林、海底電線等の政府財産三千萬磅、これに休戦時放棄財産（二五〇条）、輸送車輛五千万磅、合計八千万磅。しかしこれら総合計三億三千万磅、四億三千万磅のうち条約二五一条による占領軍費用推定一億磅を差引かねばならず、これらすべてが賠償引当てとはならない。ドイツの食糧その他産業必需品は、貿易でまかなえない。問題は複雑である。

ドイツ賠償支払いのきめ手としてケインズは貿易収入をあげる。しかしドイツは領土、人口の一割、石炭の三分の一、鉄鉱の四分の三の喪失、二〇〇万人の戦争犠牲者、四年間の飢餓、

通貨の七分の一の価値喪失、同盟国の崩壊、国内の革命、国境のボルシェビズム等の災厄を蒙って氣息奄々たるものである。とても充分な貿易収入は望めない。ドイツ輸出は鉄製品、石炭、機械、コーカ、煉炭、ウール製品、綿製品等が全体の四〇%を占めていた。輸入は六三・六%が原料と食糧であった。一九一三年において輸入総額は、五億三、八〇〇万磅、輸出総額は五億五〇〇万磅であった。しかしその前五年間は、毎年平均七、四〇〇万磅の輸出超過であった。これを忘れてはならない。そこでドイツ貿易のマイナス要因を考慮してもなお年間五千萬磅の、そして価格騰貴で一億磅の出超を期待できる。これを三〇年間五千萬磅、利子五%、資本償却一%として一七億磅の資金計算とするのは決して馬鹿げたことではない。これらをふまえて、ケインズはドイツの総賠償支払い能力を二〇億磅とはじき出したのであった。これが結論であった。

賠償委員会

ケインズは賠償委員会につき、これがドイツの財政的、經濟的問題の最終決定を下すとしてその権限はドイツ諸帝王のいずれよりも高く大きく、この下でドイツ国民はいかなる絶対主義政権下の臣民よりも呻吟する（一三六・三七頁）としている。なお彼は、賠償委員会は武力を持たないという言説に反論し

て、平和条約四三〇条、四二九条⁽⁴⁾をあげ、ドイツの賠償停滞に對し該特定地の再占領が武力をもつて行われることを喝破している。一九二三年一月には、賠償委員会による仏独両国のルール占領が生起するが、この事件を予言したこれは卓見であるといわざるを得ない。

ドイツの自らに課す賠償に対する主張は、次の如くであった。(一)賠償総額は五〇億磅を超えないこと。(二)次の項目を賠償引当てとする、休戦下の引渡しの全価値、割譲地の全鐵道、國家財産の価値、割譲地の全公債、戦債のまた支払うべかりし賠償の割当額、最後に、譲渡したドイツのドイツ同盟国にした戦時借款の返済要求額。ケインズは最後の項目を除き、これを二〇億磅とみ 賠償総額からの差引額を無利子で据え置かれた支払高の現在価値を得るために二分した額一五億磅を得る。これが、ケインズのみたドイツ自らの主張すべき賠償支払額であつた。

四、平和条約後の歐州

ケインズは与題の下で、戦争による歐州經濟の破壊が極端なものであり、平和条約はこれを治癒するどころかその害毒を助長すると主張している。ここでもまた彼は三人の政治家が平和

策定に関し、将来の歐州經濟に何らの顧慮を払わなかつた。クレマンソウは彼の敵をやつづけるだけであり、ロイド・ジョー

ジは点呼に通つた條項だけ持つて帰ればいいという態度で、ウイルソンは正義ならざるものは何もしないと意気張つていたと酷評している。歐州は戦後、次の經濟的侵害にあえいでいる。

石炭生産三〇%減、土壤の生産性四〇%減、家畜の品質五五%減、輸送、通貨システムは完全に破壊され、經濟は運営できないところまできている。インフレは猖獗し、ポーランド・マルクは一・五ペソス、オーストリア・クラウンは一ペソス、ドイツ・マルクは二ペソス以下となり、ロシア、奥地国では貨幣価値はゼロとなつた。ドイツの通貨流通量は戦前の一〇倍、マルク価値は八分の一。フランスは前者が六倍、フラン価値は三分の一。イタリア、六倍、リラ二分の一である。各国は財源なく、紙幣を印刷するのみ。フランスの税収は一九一九年六月期で全費消の二分の一、予算八億八千万磅（二二〇億フラン）、このための一九一九年一二〇年期税収はこの二分の一以上には達しない。ドイツは、帝国、連邦、各自治体の同期費消は二五〇億マルク、このうち一〇〇億マルクのみ現存税制でまかなえる。もちろん賠償支払い無しとしてである。戦中英國の一人当たり税金増加は、九五フランから二六五フランへ。しかしフラン

スでは、九〇フランから一〇三フランへのみの増加にすぎなかつた。

この状態は、フランスの英米借款依存、ドイツ賠償期待、ロシア、ハンガリーの無秩序、ポーランド、チエッコスロバキアの未熟政府、イタリアの赤字操業等で慢性化している。歐州生産力の減退、国内、国外價格の調整不能、為替不回転、個人信用の失墜で海外買付け不能、歐州への原料供給不能、通貨システムの破壊等もこれらにとっての大問題である。こうして人々は無効率な、失業に満ちた無組織な歐州に直面しなければならない。ケインズはボルシェビキ革命に理論的に感覚的に言及するが、ここでは歴史的に社会は自らの手による以外それ自身を破壊しないと言い、ロシアの血に飢えた主知主義よりもクロツヤジヨージがもっと微妙に、必然的に革命を歐州に導き入れるとして戦争の後半各国民政府が無意識に行つたことは、その実、ボルシェビキが計画的にやつたことと同じことであつたと喝破している。彼はこの中で人口増大し、各産業と緊密に結びあわされたドイツが、何と半世紀前の經濟条件に放置されていると主張している。ケインズは、一国の通貨は、国内でどうされようと、外國ではその現実的価値に到達し、輸入品の価格は一国内価格よりも為替換算の結果甚だしく高額となると言つ

てはいる。この結果その輸入は、私企業の手には不可能となり、政府に手がけてもらいその価格と原価の差額は政府負担としなければならない。政府のパン購買補助金は今日欧洲にあまねきものであると言つて、この主張のさくべからざる現実性を指摘しているのは重大であり、彼の学説の発展にとり興味深いところである。

五、救済策

以上の平和条約とそれがもたらしましたもたらすであろう戦害歐州の現状転回に分析と批判を加えたケインズは、その達眼に写つた事象の改善策を提案する。この時興味あるのは、その火の如き辛辣極まりなき筆誅から英國を除外していることである。彼は言う。英國の一九一九年の富は、その一九〇〇年のそれと考えられる。予算不足は、極端でなく回復できる。労働時間短縮も過渡的なものとなろう、等。

ケインズは救済処方箋として、(一)平和条約改訂、(二)連合協商国間国際借款解決、(三)国際新借款、通貨改革、(四)中欧とロシアの関係改善をあげる。

彼は平和条約批判派としてその改訂に望みを囁く。その主

眼は、国際連盟規約一九条の「連盟総会は適用不能となつた国際条約の連盟組成国による再考とその継続が世界平和に危険を及ぼす国際条件の熟慮を隨時勧告する」という条項から発するものである。⁽⁵⁾ ケインズは、これが条約改訂のための条項と考える。しかしそこには、総会、理事会の会議議決の全会一致主義（規約五条一項）があり、また一〇条の「組成国は外部侵略に対する」⁽⁶⁾ 条項があつてこれが改訂実現を妨げるとしている。

この主張は条約改訂を推進しなければならないという立場から流れ出るのであるが、一九条を楯にとって、全会一致主義には問題あるとしても（手続条項（五条二項）と連盟総会報告書（一五条一〇項）等は過半数議決）、現状維持主義である領土的一体と現政治的独立尊重、維持に反対する言説は甚だ特異である。少なくとも国際政治に関する第一次大戦以降の言論が大なり小なり集団安全保障主義と、現状維持主義に立脚することを思えば、ケインズの主張は叛逆的でさえあると考えられる。彼は結局は国際連盟にたよりこれを通じてしか国際間の困難な問題の解決はないとしているが、連盟を神聖同盟の再興でこれをもつて敵を回復不能とし、連盟協商国側に有利なバランス・オブ・パワーを造出したものだと一方できめつけている。この

資料

種の言説は、連盟が結局その歴史を失敗の中にとじた以後種々これをなす人は多い。しかし連盟発出の時点でこうした思い切った連盟批判を敢行したのは、恐らくケインズを嚆矢とするであろう。同時期の米国における連盟批判は、自國権益の擁護と反ウイルソンの色彩が強いものであった。⁽⁷⁾

ケインズの救済策としての独賠償額主張は二〇億磅。これが理性的だとする。このうち五億磅は引渡し商船、同海底電線、同戦争資材、同割譲地財産、これら地域の公債、ドイツの対前同盟国請求額などし、これを差引き、一五億磅。更にこれを三〇年賦とするというのであった。賠償委員会は解散すべし、でなければ、これを連盟附属とし、ドイツとその他中立国の代表を加えるべし。ドイツの年次支払方法は、適当にその希望をいれる。未支払い処理は、連盟に係属させる。ドイツにかかる財産は、国外で以後没収されない。オーストリアには賠償を課さない。

石炭と鉄。(一)ドイツはフランスにその北部と、ドーバー海峡地方の石炭産出額の戦前後の差額を支払わねばならない。最長一〇年間。さきの五年間は年産二千万噸を、次五年間は八〇〇万噸を越えない量とする。この条件はしかし、上部シレジアがドイツの有を離れれば消去されるべし。(二)ザールの決定は、一〇

年後にその地方と炭田のドイツ返還を条件としてとらるべし。ただしこのためにはフランスは、ロレーヌから戦前ドイツ本領に移入せられたいた鉄鉱の五〇%を同様にしてドイツに搬入すべし。そしてドイツは、ロレーヌに戦前と同量の石炭を搬入すべし。上部シレジアの石炭産出地は、経済的見地からドイツに残るのが望ましい。ケインズは、かく賠償についても自己の処理方策を種々開陳している。ザールは一九三五年ヒットラー抬头の状況の中でドイツにかえつたが、上部シレジアは人民投票の実施がおこられあげくドイツ有利の結果が尊重されず、同地のドイツ、ポーランド間複雑分割となるのが後の話となる。⁽⁸⁾ ケインズは、連盟管轄で自由貿易連合(free trade union)の創設を唱導する。保護関税の撤廃を主張するのである。これは独、ポーランド、委任統治地、新成国、シベリア、トルコ、英、エジプト、印度等から構成されるべし。彼は、経済主義の原則から大帝国が有効だという。すなわち大領土を擁してその中で、経済活動が自由だというのである。これも時勢に反したバルカニズム反対の大膽な主張といわねばならない。

2 大戦関係借款の消去

ケインズは、一五億磅の賠償総額が賠償として合理的であると主張したが、この賠償問題解決以外に連合協商国間の戦争閑

係借款の解決を唱導する。いわゆる借金相互帳消しがないと当然賠償解決があったとしてもそれは解決にならず、歐州經濟復興はないという見解である。大戦關係借款は総額三九億九、五〇〇万磅で、貸し方は米英仏三国、借方は英仏伊露白セルビア（ユーゴスラビア）その他である。米国は資金總額一九億磅、英國は一七億四千万磅、フランスは三億五、五〇〇万磅であつた。米国は借金なしの貸方のみ、英國は借金の二倍貸して、フランスは資金の三倍を借りている。

ケインズは、ここで米国の寛容に訴える。米国の戦害は、他國に比し軽い。大戦はドルを除外して勝利しなかつた。一九一九年は、すでにフーバー（H. Hoover）と米国救済機関が上半期活躍している。そして米国の約二〇億磅が借金返済となると、五%の利息をプラスしてこれは歐州經濟に破壊的である。借金相互帳消しとなると米国は約二〇億磅、英國は九億九千万磅の損失となり、フランスは七億磅、イタリアは八億磅の利得となる。英國は、現在（當時）一〇億磅の外國証券を処分した上に更に一二億磅の借金をしている。米国は一〇億磅を買入し、借金はない。ケインズは更に英國經濟力と米国のそれを比較し、英國も仏白セルビア等への借款を放棄しなければならないが、英國の人口は米国の二分の一、収入は三分の一、富は二

分の一から三分の一、それに財政能力は五分の二で戦費は三倍を費消していると分析し、この比較に基づくと英國は大戦につき米国費消の七、八倍の犠牲を負担したことになると主張している。従つて今度は米国が、その豊富な經濟力で歐州經濟の復興を援助してくれる番だというのである。彼はなおこの関係を説明して、独仏露伊等はすでに破産した借入国にすぎないが、毎年毎年これらの国々が借金を米国に支払うとなると彼らの対米感情はどうなるだろうかと予言的に脅迫もしている。

この関係は、一九二四年にドーズ・プラン（Dawes Plan）の成立となつて米合衆国も國際連盟未加入のままで結局は米ドルの歐州注入となり、ドイツの復興を助け、歐州の經濟力回復に力を致す。しかし借款の帳消しは、歐州のこれを求める対米大合唱にかかわらず、米国は、歐州はドイツの植民地をとり、石油産出国委任統治権を得、また英國は独海軍をすべて傘下に吸収する等したが、米国は大戦から何の利得もなかつたと主張して頑としてその要求に応じなかつた。しかし米国は一九二二年から一九二六年にかけてこの対米戦債を歐州各国につき削減し、利息も五%を英國は三・三%に、仏一・六%，伊〇・四%等に引下げるなどだけは実行したのであつた。

アメリカのドルを欧洲向けに動かすというのがケインズのことでの大政策となる。これは今ふれたように一九二四年からドーズ・プランを皮切りに実現するが、彼はアメリカの資力援助なしには、輸入超過、為替低落、通貨不安の欧洲に復興はないと断言する。アメリカを欧洲に介入さずため、ケインズはここで精一杯精神主義となり、心学、道学のように欧洲が「いい子」になるよう勧説する。今までは、ドルが入ればクロツ氏は税金支払日を延期するだらうし、イタリアとユーゴスラビアは利得をめぐって、またルーマニアの支配階級は同じく相互間で相争うだらう。ポーランドは、フランスが要請した軍事役割を近隣諸国に向つて果たすためにそれを使うだらう。これでは駄目だと、ケインズは言う。ヨーロッパのうらみとナショナリズムを欧洲一体精神にかえることだ。そしてどの部面でもまず努力する者が現われば、アメリカはきっと立ち上がつてくれると彼は主張する。

ケインズは、まず二億磅の借款が必要だという。そして戦時関係借款の棒引きを主張するその口で、この新借款は絶対返還を条件としなければならないと強調する。これは戦時借金、資金、政府借款、負債等あらゆるものに優先して返済することが義務づけられる。そして借金国は彼らの關稅を「金」に基礎づ

け、その受取分をそのためのサービスにまわすことを誓わねばならないとしている。このあたり、ケインズ経済学を鍊金術と比較してもよさそうである。更に彼は、新借款は貸付国の一般的監督下に入ることを義務づけている。この二億磅の新借款は食糧や資材の買付けに当てるとしてこれに加えて、ケインズは保証積立金 (a guarantee fund) 一億磅の設定を懇意する。これは連盟の全組成国が、応分の拠金をしてつくるべしという金額である。そして彼は、この上に欧洲の通貨制度を再構築するべしと説いている。こうしてケインズは古い借金は返済せずに、どんどん新しい借入金を供給してもらおうと提案するのであつた。

4 中欧とロシア

救済策の最後、また本書の最後のしめくくりのように、ケインズはドイツとロシアの復興策を強調する。特にここではロシアの貿易の回復、經濟封鎖の撤去、農具、日用品不足の是正、輸送、集積力の回復をとく。ロシアとドイツの經濟力を旧に復し、これと欧洲鄰国との經濟関係を再築しなければ、欧洲經濟の復興はないと彼は極論する。すなわち独露の經濟的潜在力を引出し、欧洲はこれを十分に利用しなければならない。一日も早く、ドイツの代理機関がロシア内で經濟活動に従事する

ようにならなければならない。ケインズは、これを平和条約の悪業是正の根幹と断言するのである。ポーランド、ルーマニア、中欧は、露獨両国の経済関係なしには繁栄しない。この役割は、英米仏では果たし得ない。そして独露両国の回復は、英米仏三国の理解と協力なしにはできない。

もしこのことがケインズの説く如く実行されねば、露獨両国は米国へ直接傾くかも知れない。独露両国の革命的結合が生じる危険性は大である。しかしそれられている独露両国の軍事的結合は、レーニンと独ブチブル政府の結合という観点から甚だ困難であろう。それよりも皇帝を惜しみ、民主主義をさげすむ風潮から再び人々は、コスマボリタン軍国主義の灰の中から不死鳥ナポレオンの復活を見出さねばならないであろう。ケインズは、こう説いている。独ソ軍事結合は、ファン・ゼークト（H. von Seeckt）将軍等の肝入りで成就し一九三四年頃まで継続するが、ナポレオンに代るヒットラーの出現は全く彼の予測した如く不幸にも的中したのであった。しかしこれらの主張からうかがえる如く、ケインズ国際経済政策の根本目的は、過激左右両派の抬頭忌避、革命と戦争の再燃防止にあつた。これを貧困と民族的相互抑圧撤廃によつて保証しようというのが彼の大命題であったことは、ここに明らかである。ケインズは、

最後にこうのべる。政治的暴力と不正には、革命が最大の武器である。しかし中欧における革命反対の唯一の安全弁は、自棄的な人々の心にすら革命は改良のどんな予測ももたらさないという事実なのである、と。もつて掬すべき一言であるといわねばならない。

六、むすび

ケインズの説がドイツ擁護論を中心としてこの書物に展開されていることは、みてきた如く明らかである。これがこの後の英國におけるドイツ復活論、ベルサイユ平和条約改訂論の一つの根拠となつたことは疑いがない。その延長上に、N・チュムバレンの対独宥和政策があつたことは、これから十分推論できるというのがこの小論の主張である。ケインズは、ドイツが歐州の経済的中心だと言い、欧州輸送、石炭、貿易の三つにロシア、ノルウェー、オランダ、ベルギー、スイス、壤國、英國、スエーデン、デンマーク、フランス、イタリア、ルーマニア等が群がつていたとする。戰後歐州経済の回復には、ドイツ経済のそれが不可欠である。かかるに平和条約はドイツ経済の破綻を倍加した。平和条約によつてドイツは、その全財産を剝奪される。船舶、海外資産、私企業、私人の財産、ドイツ私人

の全債権、アルザス・ローヌのそれら、連合国内ドイツ公私資産等である。石炭産業はドイツ経済復興の中心であるが、これがまた平和条約によつて完膚なきまでに痛めつけられた。ザール炭田、上部シレジア、アルザス・ローヌ等石炭産出地がドイツからとりあげられ、仏白伊ルクセンブルグへの石炭現物賠償等で戦前二億噸に達していたドイツ石炭産出量は二分の一となつてゐる。しかも賠償のためドイツの手許に残るのは六千万噸。戦後ドイツ産業石炭消費量一億一千万噸に、これは遠く及ばない。この事情では、ドイツ産業の復興はないと言ひ、ケインズは強調する。関税についてもドイツはその権利をとりあげられ、輸送に関しては、機関車五千輛と貨車一万台を連合国にめしあげられる。欧洲國際河川のすべてからドイツはしめ出され、船舶も收奪される。ドイツ破壊はいたれりつくせりである。

対独賠償については、これをケインズは狂氣の無法と呼び、その筆説は極端でさえある。連合国は対独賠償として、一五〇億磅十利息としたり、五〇億磅に複利計算で一〇〇億磅十三〇億磅で一三〇億磅としたりする。またケインズの連合国賠償要求推定計算によるとこれは八〇億磅となる。しかしこれらはすべて根拠薄弱である。「賠償条項論議に永く加わつた誰も、恥ずかしさなしにそれを回顧」できないだらう、と彼は言つてい

る。彼によると喧びすしい賠償要求の根拠は、甚だしく脆弱だとなる。ベルギーの戦害は米国を除き最小であり、フランスの占領地は全領土の一割、戦害地は四%にすぎない、と言う。悪名高い「戦時年金」「別居手当」も、ケインズの好個の攻撃目標である。このような浮薄なまた天文学的数字の賠償がドイツの復活を妨げ、欧洲の回復を不可能にするのは、筆舌につくせない事実だといふのが彼の主張であった。

こうみてくると全くケインズの言説は、英國人が言つてゐるのかドイツ人が言つてゐるのかわからなくなつてくる。ひょつとするとこのドイツ擁護論にささえられてヒットラーやナチスが出現したのではないかとさえ疑いたくなるほどである。ケインズの真意は、もちろんこのような平和条約を強行すると右翼や左翼の革命が勃発して、欧洲は第一大戦害の上に更に大きな災厄を背負いこまねばならなくなるぞというところにあつた。これをさけるためには、持てる国の米国の富を欧洲に注入し、その上に新しい平和を再現してゆかねばならない。そしてその中心はドイツの經濟的復活であつた。これなくしては欧洲經濟の復興はなく欧洲、ひいては世界の再生はなかつた。こうしてケインズのこの書物は平和条約駁撃、ドイツ擁護にささげられたものであつた。ミュンヘンにおけるN・チエムバレンのドイ

つ有和の心理的基礎を形成するのに、以来この書物が大きな役割を果たしたというのほこの観点から当然推論されねばならないといふのである。これが小論の主張である。

(一) The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.

II, The Economic Consequences of the Peace, pp. XXV & 192, Macmillan, 1971.

(2) 第一次大戦平和条約の締結年月日は、次の如くであつた。

Traité de Versailles, 一九一九年六月廿八日。Traité de Saint Germain, 一九一九年九月廿〇日。Traité de Neuilly, 一九

一九年十一月廿七日。Traité de Trianon, 一九二〇年六月四日。Traité de Sèvres, 一九二〇年八月十日。Traité de

Lausanne, 一九二一年七月廿四日。ケインズのこの書物の出版されたのは、一九一九年一一月であった。

(3) 大阪経済法科大学法学論集(大阪法學論集として引用)、第八号(一九二二・三)、「Z・チャムバレンの有和政策とロカルノ条約(拙稿)四、ロカルノ条約とボーラン」参照。

(4) Documents and Readings in the History of Europe since 1918, W.C. Langsam, LL.D. & Others, J.B. Lippincott, 1969, pp. 33-34.

ベルサイユ平和条約四十九条は、ライン河西万地帯の連合国による占領地で、五年以後からはじまる彼らの撤退の場合の例外地を列挙し、四三〇条は、次の如くのぐる。「占領期間中もしくは一五年経過の後、賠償委員会が、ドイツが賠償に関し現

条約下の義務の全部もしくは一部を遵守するか否かを拒否した場合は、四十九条に特定された地域の全部もしくは一部は、直ちに連合協商国によって再占領される得る。」なお法学論集、第六号(一九二二・一)、「Z・チャムバレンの有和政策とドイツ賠償問題(拙稿)四、仏西両国のルール占領と英國の対応」参照。

(五) 法学論集、第五号(一九二二・一)、「Z・チャムバレンの有和政策とベルサイユ平和(拙稿)」、連盟規約「九条」参照。

(6) The League of Nations, ed. by R.B. Hennig, Oliver & Boyd, 1973, pp. 5-10. 英国代表セシル(Robert Cecil (later Lord))は、連盟規約「〇条の精神に反対」と、変化した条件や条約の和平的変更の道を開くべきことをのべてゐた。〇条をかゝるかの主張はなかぬもので、汎米意識の成果を踏みだしたのであつたが、結局いわがウェーヴィングの全体制を實際上活動不能とした。

(7) Thomas A. Bailey, A Diplomatic History of the American People, ninth edition, Prentice-Hall, Englewood Cliffs, 1974, pp. 614-24. Samuel F. Bemis, A Diplomatic History of the United States, fourth edition, Holt, Rinehart and Winston, New York, 1955, pp. 652-57. 米國における反ウイルソンの主要内容は、上の規約「〇条と「一条の一國の領土の一体と主權防護の条文は、國際紛争と平和維持の活動に米國の参加を義務づけ、その行動の自由を奪つてしまふものだという主張であった。これに対しウイルソンは、このいう義務の解釈はもちろん國際的なものであり、いかなる問

題も連盟理事会、総会の全会一致の承認がなければ、そこにおいやおあいわれることはないのだとして防戦に努めたが、それは一箇の条文解釈にすぎないという反論が有力であった。アメリカにおける連盟規約批准拒否の主要点の一つは、規約10条義務の否認であった。

(8) 法学論集、第四号（一九八〇・三）、「Z・チャムバレンの宥和政策とフランス安全保障（拙稿）」、「フランスの弱体化、上部シナジー」参照。

(9) Thomas A. Bailey, op. cit., pp. 661-65. Koppel S.

Pinson, Modern Germany, Its History and Civilization, Macmillan, New York, 1954, pp. 445-53. 欧州は、(1)戦争

壟断地回復、(2)戦争産業の和平産業への切換えいとの整備、(3)破滅的財政難等を理由にアメリカの決断を望んだが、その裏に米国の繁栄は大戦による歐州犠牲の賜なのだという主張がひそんでいた。

(10) J.W. Hidden (ed.), The Weimar Republic, Longman, 1974, pp. 25-29. E.H. Carr, German-Soviet Relations between the Two World Wars, 1918-1939, Oxford Univ. Press, 1952, pp. 55, 64-66, 79-82 & 85-90. J.A.S. Grenville, The Major International Treaties, 1914-1973, Methuen, London, 1974, pp. 142-43. 一九一九年四月一六日、独ソ両国ゼラハペロド同名の開國協定に調印する。その内容は、(1)外交関係の再開、(2)連は対独暗讐要求を放棄し、ソイツはソ連の外國資産没収に対し補償を求める、(3)経済通商関係の拡大、(4)資本主義、共産主義両体制の平等互恵を基礎とする共存、で

あった。独ソの軍事的結合は、一九二三年を通じて大いに促進せられた。ドイツは、(1)ベルサイユ条約の禁止した重火器等を使用する独軍人訓練をソ連内で行う、(2)軍事実験も併せ行うことを目的とし、ソ連は、(3)ドイツの財政的、技術的、軍事的援助をもってソ連軍需産業の再建をはかることを目指した。

本文中括弧内頁数はケインズ・テキストのそれを示す。